

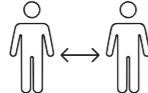
新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いていることに加え、季節性インフルエンザが流行入りし、今後、感染拡大の恐れがあります。引き続き、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。



マスクの適切な着用
(不織布マスク等を利用)



手洗い・手指消毒



人との距離の確保



こまめな換気



県民の
皆さまへの
お願い

- 重症化予防等の効果があるワクチン接種をご検討ください。
- 発熱等の症状が出た場合には、
 - ・高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦等の重症化リスクの高い方は、かかりつけ医や診療・検査医療機関へ電話等で相談
 - ・小学生以下の子どもは、かかりつけ医や小児科医等へ電話等で相談
 - ・上記以外の重症化リスクの低い方は、青森県臨時Webキット検査センターの活用などによる自己検査をお願いします。



青森県臨時
Webキット
検査センター

新型コロナウイルス 感染拡大防止

会食等の場合でも
会話をする際は
必ずマスクを着用



熱・のどの痛み・せきなどの
症状がある場合や
体調が悪い場合は、
出勤・登校・外出を控える



中小企業者や
個人事業主の
皆さまを対象に

燃料価格高騰対策緊急支援金

を給付します!

コロナ禍の長期化や燃料費の高騰により経営に影響を受けている中小企業者や個人事業主の皆さまを対象に支援金を給付します。

対象 県内に事業所を有する中小企業や個人事業主など

金額 1事業者当たり法人10万円、個人事業主5万円

給付要件 ※開業間もない事業者には、開業特例があります。

以下の3つの給付要件を満たすことが必要です。

①減収要件	事業収入に伴う税の申告をしており、かつ、令和4年1月～12月の間で連続する2か月の合計事業収入が、令和元年～令和3年のいずれかの年の同期比で30%以上減少していること
②事業継続意思要件	令和4年11月1日時点において、県内で事業を営んでおり、今後も県内で事業を継続していく意思があること
③事業収入要件	直近の事業年度における事業収入が、法人の場合は240万円以上、個人事業主の場合は120万円以上であること



申請期限

2/10 金
まで

問い合わせ先

中小企業者等燃料価格高騰対策
緊急支援金コールセンター
電話 **0120-96-1229**
(通話無料)



詳しくは [青森県 中小企業 燃料価格 支援金](#)